

滋賀県地域版道路啓開計画(案)について(報告)

1 背景・課題

- 令和6年9月に国土交通省滋賀国道事務所、滋賀県および各高速道路(株)等で構成する協議会※により「滋賀県域道路啓開計画(案)(以下、県域計画)」を策定。
- 県域計画では、高速道路や直轄国道等主要な啓開ルートを定めた。一方で、能登半島地震においては、中山間部や一部の地域で孤立集落が発生し課題として顕在化。
- 能登半島地震での状況を踏まえ、滋賀県においても、中山間地域などで孤立集落が発生するリスクに備えることが課題。

※協議会：滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画等協議会

2 地域版計画策定に向けた検討経緯

- 道路の災害リスクの整理と孤立集落調査(各市町へ照会)を実施。
- 中山間地域などの集落散在地域のうち、地震災害時に孤立しうる地域を精査。そこへ至るアクセスルート(本計画において定める「地域ルート」)を検討。

3 地域版計画のポイント

(1) 地域ルートとは

本計画にて県が定める中山間地域等で発生しうる孤立集落を解消するための道路啓開ルート。

□選定の観点

- ①目的地(本計画における救援対象地域)まで到達できること。
- ②一定の幅員を有すること、啓開作業量が比較的軽量であること。
- ③目的地までの代替路がない、もしくは少ないこと
- ④「基幹ルート」、「主要拠点への進出ルート」からのアクセスが容易であること。 など

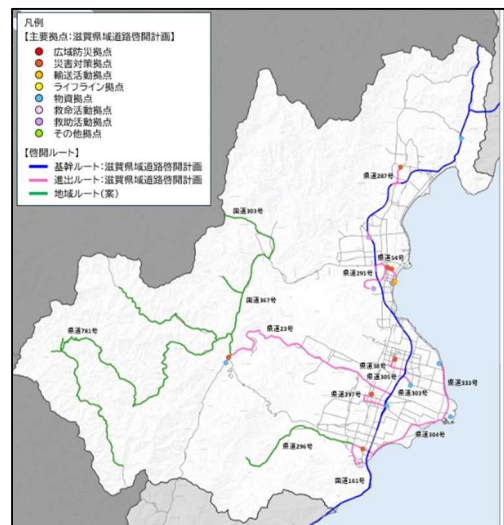


図1 地域ルートの例(高島土木管内)

(2) タイムライン

- 基幹ルートの確保(県域計画) : 24時間以内概ね完了目標
- 主要拠点への進出ルート(県域計画) : 72時間以内概ね完了目標
- 地域ルート(地域版計画) : 72時間以内概ね完了目標

➡地域ルートの啓開は、滋賀県災害対策本部からの指示や地域毎の被災・啓開状況を踏まえ、国等の関係機関と緊密に協議調整を行い実施する。

(3) 指示連絡系統

- 指示連絡系統に関しては、上位計画である滋賀県域道路啓開計画の定めに従うことを基本とし、滋賀県庁内に設置される道路啓開一元化窓口にて各道路管理者からの情報を集約

(4) 市町との連携

○道路法第 17 条に基づき市町から要請を受けた県が市町道の啓開を行うことができる。

4 計画の概要

滋賀県地域版道路啓開計画（案）

1.用語の定義	4.基本的な考え方	6.啓開作業計画
2.総則	4-1 被害想定	6-1 基本事項
2-1 滋賀県域道路啓開計画	4-2 道路啓開の概要	6-2 地域版計画
2-2 滋賀県の地勢	4-3 計画の目標（県域版）	7.継続的な取り組み
2-3 滋賀県地域版道路啓開計画 策定背景・主旨	4-4 計画の目標（地域版）	7-1 計画の見直し
	4-5 応援・受援体制	7-2 道路啓開訓練
3.前提条件	5.啓開ルート計画	■管内別地域版道路啓開図
3-1 県域計画の位置付け	5-1 対象地域の選定	■参考資料
3-2 地域版計画の位置付け	5-2 ルート選定の考え方 （県域計画）	□関係法令
3-3 計画の発動基準	5-3 ルート選定の考え方 （地域版計画）	□関係資料
3-4 対象とする地震	5-4 地域版計画の特性	□関係様式
3-5 対象とするエリア		◆計画策定・改定履歴

5 継続的な取り組み

図2 地域版計画（案）の構成

○道路網の変化、主要拠点の移転・統廃合、継続的に実施する道路啓開訓練などを通じ、地域版道路啓開計画を適宜見直していく。

○令和 6 年 11 月 16 日に道路啓開訓練を高島市朽木中学校にて実施。（写真 1, 2）

（情報伝達訓練、放置車両撤去訓練、橋梁段差解消訓練、土砂撤去訓練、倒木撤去訓練、電柱電線撤去訓練を実施）

○今後は、道路管理者・滋賀県建設業協会・警察・消防・自衛隊等と更なる連携強化を図る。



写真1 <情報伝達訓練の様子>



写真2 実動訓練（放置車両撤去）の様子

6 今後のスケジュール

○地域版計画（案）の策定

➡常任委員会へ報告（令和 7 年 2 月定例会議）

○地域版計画の策定・公表（令和 7 年 3 月）

○令和 7 年度以降も、計画の適宜更新・内容拡充を図っていく

以上

◇資料 8-2 管内別道路啓開図

◇資料 8-3 滋賀県地域版道路啓開計画（案）